

地下鉄駅コンコース緑化事業

要求水準書

令和 7 年 3 月 27 日

福岡市交通局

目次

第1章 総則	1
1 本書の位置づけ	1
2 性能規定	1
3 本事業の基本要件	1
4 遵守すべき法令等	1
5 要求水準の変更	4
第2章 要求水準	5
1 基本的事項	5
2 整備の水準	6
3 維持管理計画の水準	8
4 設計・工事業務の要求水準	8

【別添資料】

- 別添資料 1 : 空港線天神駅（東口）平面図
- 別添資料 2 : 空港線博多駅（博多口）平面図
- 別添資料 3 : 空港線博多駅（筑紫口）平面図
- 別添資料 4 : 空港線福岡空港駅平面図
- 別添資料 5 : 七隈線博多駅平面図

【参考資料】

- 参考資料 1 : 空港線天神駅（東口）関係図面
- 参考資料 2 : 空港線博多駅（博多口）関係図面
- 参考資料 3 : 空港線博多駅（筑紫口）関係図面
- 参考資料 4 : 空港線福岡空港駅関係図面
- 参考資料 5 : 七隈線博多駅関係図面
- 参考資料 6 : 緑化検討可能箇所リスト
- 参考資料 7 : 駅構内気温データ

第1章 総則

1 本書の位置づけ

本要求水準書は、本市が、本事業を実施する事業者を選定するにあたり、事業者に要求する水準等を示すものである。

2 性能規定

本要求水準書は、本市が求める最低水準を規定するものである。

要求水準として具体的な特記仕様が規定されている内容については、これを遵守し、規定されていない内容については、積極的に創意工夫を凝らした提案をすること。

3 本事業の基本要件

(1) 対象施設

本事業の対象となる空港線天神駅、博多駅、福岡空港駅及び七隈線博多駅は、【別添資料1：空港線天神駅（東口）平面図】～【別添資料5：七隈線博多駅平面図】のとおり。

駅利用者の目に触れやすい改札口周辺において、窓口や案内サイン、広告、利便施設等を除いた壁面や柱等を対象とする。

(2) 既存施設の状況

本事業の対象となる空港線天神駅、博多駅、福岡空港駅及び七隈線博多駅の既存施設（仕様や設備等）の状況については【参考資料1：空港線天神駅（東口）関係図面】～【参考資料5：七隈線博多駅関係図面】を参照すること。

なお、現地調査により現況と【参考資料1：空港線天神駅（東口）関係図面】～【参考資料5：七隈線博多駅関係図面】に差異があった場合は、現地調査の結果を優先する。

4 遵守すべき法令等

本事業の実施にあたっては、提案内容に応じて、以下の関係法令、条例・規則等、各種基準・指針等、福岡市上位計画を遵守すること（仕様書等は最新版を適用すること）。

(1) 法令

- ・ 警備業法
- ・ 下水道法
- ・ 建設業法
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- ・ 建築基準法
- ・ 建築士法
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ・ 個人情報の保護に関する法律
- ・ 振動規制法

- ・ 消防法
- ・ 水道法
- ・ 騒音規制法
- ・ 地方自治法
- ・ 鉄道事業法
- ・ 鉄道に関する技術上の基準を定める省令
- ・ 電気事業法
- ・ 電気設備に関する技術基準を定める省令
- ・ 電波法
- ・ 道路法
- ・ 道路交通法
- ・ 都市計画法
- ・ 土壌汚染対策法
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 労働基準法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ その他関係する法令等

(2) 条例・規則等

- ・ 福岡市建築基準法施行条例
- ・ 福岡市高速鉄道実施基準管理規程（福岡市交通局）
- ・ 福岡市交通局安全管理規程（福岡市交通局）
- ・ 福岡市交通局会計規程（福岡市交通局）
- ・ 福岡市交通局契約事務規程（福岡市交通局）
- ・ 福岡市個人情報保護条例
- ・ 福岡市情報公開条例
- ・ 福岡市都市景観条例
- ・ 福岡市福祉のまちづくり条例
- ・ 福岡市暴力団排除条例
- ・ 福岡市緑地保全と緑化推進に関する条例
- ・ 労働安全衛生規則
- ・ その他関係する条例・規則等

(3) 各種基準・指針等

- ・ 完成図書作成要領（福岡市）
- ・ 機械設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建設工事公衆災害防止対策要綱
- ・ 建設副産物適正処理推進要綱

- ・ 建設リサイクル推進計画
- ・ 建築工事安全施工技術指針
- ・ 建築工事監理業務委託共通仕様書
- ・ 建築工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築工事施工の手引き
- ・ 建築工事設計図書作成基準
- ・ 建築工事における建設副産物管理マニュアル
- ・ 建築設計基準及び同解説（建設大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築設備計画基準及び同要領
- ・ 建築設備工事施工の手引き（福岡市）
- ・ 建築設備工事設計図書作成基準
- ・ 建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備課監修）
- ・ 建築保全業務共通仕様書
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（建築、電気設備、機械設備工事編）
- ・ 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（営繕）
について
- ・ 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編、設備工事編）
- ・ 公共建築工事共通費積算基準
- ・ 公共建築工事積算基準及び同解説
- ・ 公共建築工事標準仕様書 機械設備工事編（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築工事標準仕様書 建築工事編（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築工事標準仕様書 電気設備工事編（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築工事標準歩掛
- ・ 公共建築工事見積標準書式
- ・ 公共建築数量積算基準
- ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事、電気設備工事編）
- ・ 公共建築設備数量積算基準
- ・ 再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（土木）について
- ・ 地下鉄施設内における利便施設等設置に関する取扱要領（福岡市交通局）
- ・ 電気設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 土木工事共通仕様書及び区画線設置工事共通仕様書（福岡市）
- ・ 土木工事施工管理の手引き（福岡市）
- ・ 日本建築学会書基準
- ・ 日本工業規格（J I S）等
- ・ 福岡市公共建築物等木材利用ガイドライン
- ・ 福岡市高速鉄道1号線及び2号線土木構造物設計仕様書（福岡市交通局）
- ・ 福岡市高速鉄道3号線土木構造物設計仕様書（福岡市交通局）
- ・ 福岡市高速鉄道1・2号線鉄道施設設計仕様書（電気編）
- ・ 福岡市高速鉄道3号線鉄道施設設計仕様書（電気編）

- ・ 福岡市高速鉄道施設作業要領（福岡市交通局）
- ・ 福岡市高速鉄道しゅん工図書作成要領（福岡市交通局）
- ・ 福岡市高速鉄道地下工事標準仕様書（福岡市交通局）
- ・ 福岡市高速鉄道電気実施基準（福岡市交通局）
- ・ 福岡市高速鉄道土木実施基準（福岡市交通局）
- ・ 福岡市市有建築物の環境配慮整備指針
- ・ 福岡市設計業務等共通仕様書
- ・ 福岡市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル
- ・ 福岡市都市緑化マニュアル
- ・ 福岡市内の公共建築物等における木材の利用促進に関する方針
- ・ その他関係する各種基準・指針等

（４）福岡市及び福岡市交通局上位計画

- ・ 福岡市基本構想
- ・ 第10次福岡市基本計画
- ・ 福岡市 新・緑の基本計画
- ・ 福岡市地域防災計画
- ・ 福岡市都市計画マスタープラン
- ・ 福岡市地下鉄長期ビジョン
- ・ 福岡市地下鉄中期経営計画

5 要求水準の変更

（１）要求水準の変更事由

本市は、事業期間中に、次の事由により要求水準を変更する場合がある。

- ① 法令等の変更により業務内容が著しく変更されるとき。
- ② 地震、風水害、感染症の流行その他の災害等の発生や事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき又は業務内容が著しく変更されるとき。
- ③ 本市の事由により業務内容の変更が必要なとき。
- ④ その他業務内容の変更が特に必要と認められるとき。

（２）要求水準の変更手続き

本市は、要求水準を変更する場合、事前に事業者へ通知する。また、要求水準の変更に伴い、設計施工一括契約書（案）等の変更が必要となる場合、必要な変更等を行う。

第2章 要求水準

1 基本的事項

全市的な緑化推進施策を踏まえたうえで、地下鉄利用者が彩や潤い、安らぎ、おもてなしを感じられる緑化計画とするとともに、地下鉄利用者の利便性や安全・安心に配慮し、持続的な維持管理が可能な事業計画を提案すること。

(1) 法令等の遵守

- ① 設計・施工にあたっては、関係法令等を遵守し、関係機関等への届出検査など必要な手続きを遅滞なく行うこと。
- ② 関係法令等については、本要求水準書「第1章 総則 4 遵守すべき法令等」を参照すること。
- ③ 関係機関との協議内容については、本市に適宜報告するとともに、必要に応じて、各種許認可等の書類の写しを本市に提出すること。
- ④ 本事業にあたり、必要な許認可の取得や手続きは、事業者負担により実施すること。

(2) 市施策の推進

良好な都市景観の形成や都市環境の改善を図る緑豊かなまちづくり「都心の森1万本プロジェクト」や、彩にあふれたまちを目指す「Fukuoka Art Next」など、本市施策を推進する計画とすること。

(3) ユニバーサルデザインへの配慮

設計にあたっては、福岡市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルに適合した計画とすること。

(4) 安全・安心への配慮

施設配置については急な凹凸や死角をつくらないように配慮するとともに地下鉄利用者の動線等に配慮した計画とすること。

(5) 環境への配慮

福岡市地球温暖化対策実行計画を踏まえ、緑化に利用する灌水システムや照明などの設備については、省エネ性の高い機器を選択すること。

2 整備の水準

(1) 共通事項

① 提案箇所

- ・本市において、緑化施設等の整備が可能と考えられる壁面や柱等を【参考資料6：緑化検討可能箇所リスト】のとおり提示する。ただし、提示箇所の全てに対する提案は必須としない。
- ・提示箇所以外の提案も積極的に行うこと。ただし、施工内容等については、事業計画書作成の段階において、本市と協議を行うものとする。
- ・提案にあたっては、安全上の理由から、イベント・飲食スペース等の設置は不可とし、不特定多数の人が滞留しない計画とすること。

② 不燃材

- ・緑化施設及び附帯する施設・設備の表面仕上げ部分は不燃材料を使用することとし、事業計画書作成の段階において、本市と協議のうえ、仕様を決定するものとする。

③ 緑化施設等

- ・緑化施設は、原則、天然植物を使用することとし、自動で灌水する装置を設置すること。
- ・置き型の鉢植え（プランター）等を設置するなど、壁面や柱だけでなく、一体的な緑化空間としてデザインを行うこと。
- ・緑化にあたっては複数種の植物を使用し、彩やデザイン性のある計画とすること。
- ・令和8年2月の緑化工事完了時に、緑豊かな植物が観賞できるよう、十分に生育した状態で施工を行うこと。
- ・緑化施設等の整備にあたっては、地下鉄利用者の動線等に配慮し、通路幅員を少なくとも1.5m以上確保すること。
- ・広告や案内サインに支障する場合や、柱周辺など十分な幅員が確保できない場合、電気設備に近接する箇所等は、フェイクグリーンの併用も可能とする。
- ・緑化施設等の整備にあたっては、壁面や床など、駅施設に影響を及ぼさないよう、荷重負荷を踏まえた検討を行うこと。

④ 給排水

- ・緑化施設への給水は、日常管理に配慮し、タンク循環式灌水装置又は給水管直結の自動灌水装置の使用を基本とする。
- ・緑化施設の排水は、排水タンクの使用を基本とし、駅の排水管へ直接接続する場合は、施工内容について、事業計画書作成の段階において、本市と協議を行うものとする。

⑤ 照明設備

- ・照明設備の設置にあたっては、植物の生育に必要な照度が確保できる計画とし、維持管理に配慮した器具を選定すること。

⑥ 電源、電気設備

- ・緑化施設等に必要な電源工事にあたっては、駅の電気室から新たに配線を敷設し、専用

の分電盤を設置したうえで、各電気設備及び照明設備へ配線することとし、分電盤の設置位置や施工内容については、事業計画書作成の段階において、本市と協議を行うものとする。

⑦ 防災

- ・ 緑化施設等の配置にあたっては、災害等発生時に避難の妨げにならないよう整備すること。
- ・ やむを得ずフェイクグリーンを使用する場合は、防災加工が施された製品の使用や、延焼防止に有効な位置にスプリンクラーを設置するなど、防災上必要な対応をとること。
- ・ その他、関係法令及び所轄消防機関の指導に従い、必要な消防用設備等を設置すること。

⑧ 案内サイン

- ・ 駅構内の案内サインについては、現状位置への存置を基本とすること。
- ・ 案内サインの周囲を緑化する場合は、植物が案内サインを覆わないように緑化するなど、視認性を確保すること。
- ・ 案内サインの移設が必要な場合は、移設位置や施工内容について、事業計画書作成の段階において、本市と協議を行うものとする。

⑨ 広告及び利便施設等

- ・ 電照広告や掲示板、自動販売機などの広告及び利便施設については、現状位置に存置すること。
- ・ 電照広告や掲示板の周囲を緑化する場合は、植物が広告面を覆わないように緑化するなど、視認性を確保すること。

⑩ 駅設備

- ・ 端子箱やコンセント等の既存の駅設備については、現状位置への存置を基本とすること。
- ・ 緑化施設等の設置にあたっては、駅設備の保守及び維持管理に支障とならないよう整備すること。
- ・ 駅設備の移設が必要な場合は、施工内容等について、事業計画書作成の段階において、本市と協議を行うものとする。

⑪ 誘導ブロック

- ・ 緑化施設等から既存の誘導ブロックまでの離隔を 60cm 以上確保すること。
- ・ やむを得ず離隔が 60cm 以上確保できない場合は、福岡市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルに基づき移設すること。

⑫ 既存仕上げの取り扱い

- ・ 緑化施設等の整備にあたっては、可能な限り既存の壁面や床を撤去、加工しないよう配慮すること。

(2) 空港線天神駅

空港線天神駅は、隣接ビルの建替え計画等が進められていることから、東口の改札口周辺

を対象として提案すること。

(3) 空港線博多駅

空港線博多駅は、駅施設のスペース等に配慮し、博多口及び筑紫口の改札口周辺を対象として提案すること。

(4) 空港線福岡空港駅

空港線福岡空港駅は、改札口周辺のほか、国際線連絡バスへの乗継動線等を踏まえ、国際線連絡バス改札口正面のスペースについても対象として提案すること。

(5) 七隈線博多駅

七隈線博多駅は、改札口周辺のほか、空港線と七隈線の乗り換え動線に設置している「動く歩道」の周辺についても対象として提案すること。

3 維持管理計画の水準

(1) 共通事項

- ・ 令和8年4月以降の本市による維持管理に向けて、管理方法や頻度、費用など、維持管理に係る事項等を定めた維持管理計画を作成すること。
- ・ 維持管理において専門的な知識等が必要な場合は、作業内容ごとに区分を行うこと。
- ・ 維持管理に係る経費を算出すること（清掃・剪定費、植物調達費、消耗品費など）。
- ・ 省人化や費用低減に配慮した維持管理計画とすること。
- ・ 本市職員や維持管理スタッフが緑化施設等の適切な維持管理のノウハウを学び、実践する仕組みを構築すること。

(2) 詳細事項

① 日常管理

各駅における日常管理の作業計画について、1日単位及び1週間単位を目安として、作業時間や作業量、必要人数等を具体的に示すこと。

② 中長期的な維持管理

- ・ 維持管理における年間スケジュールを作成し、定期的な作業だけでなく、頻度の低い作業や突発的に発生する可能性がある作業など、幅広く示すこと。
- ・ 設備機器の改修や更新など、中長期的な保守計画を示すこと。
- ・ 植物の調達にあたって、安定した供給が可能となる方策を示すこと。

4 設計・施工業務の要求水準

(1) 共通事項

① 業務責任者の配置

事業者は、本事業を確実かつ円滑に実施するため、事業期間を通じて業務の全体を総合的に把握し、調整を行う業務責任者を1名定め、配置すること。

② 書類の提出

福岡市交通局契約事務規程に定める書類のほか、監督員の指示により、必要な書類を提出すること。

③ 設計内容の確認

本市は、事業者が行う設計業務等が本市の定める要求水準に適合しているか、確認する。

事業者が行う設計業務等が本市の定める要求水準を満たしていないことが判明した場合、本市は業務内容の改善を求める。事業者は、本市の改善要求に対し、自らの責任と費用負担のうえで、改善措置を講じること。

④ 安全対策（近隣対応）

- ・ 工事期間中は、地下鉄利用者等に対して危険のないよう十分注意のうえ施工すること。特にラッシュ時（午前8時～午前9時、午後5時～午後6時）の作業は、できるだけ避けること。なお、必要に応じ監督員の指示により安全対策を講じること。
- ・ 工事により、乗客等の第三者や近隣家屋、進入経路等に損害（騒音・塵埃等を含む）を与えた場合には、事業者において措置すること。なお、措置の経過及び結果を監督員に報告すること。
- ・ 工事にあたっては、作業員の入場安全講習として「福岡市高速鉄道施設作業要領」を周知させ作業の安全確保に努めること。
- ・ 昼間作業及び夜間作業に際し、設計施工一括契約のとおり、現場代理人を置くこと。その場合、昼間・夜間に分けて現場代理人を指名し置くことができる。
- ・ 施工中の安全確保については、「建築工事安全施工技術指針」及び「労働安全衛生規則」を参考に、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故の防止に努め、特に高所作業については安全措置を確実に講じること。また、高所作業の施工範囲の地上部分においても落下事故防止のため安全措置を確実に講じること。
- ・ 搬入搬出は、原則として夜間作業とするが、軽微なものについては、監督員との協議により営業中に行うこともできる。
- ・ 搬入搬出は、原則として交通局所有の出入口から行うものとする。

⑤ 作業時間

- ・ 作業時間は、原則として午前8時から午後5時までとする。
- ・ 駅営業に支障となる工事は、営業終了後から始発までとする。

（2）細則事項

① 計画協議

事業者は、必要な各種調査や関係機関等との協議を、自らの責任と費用負担により適切に実施すること。

事業者は、調査に先立ち調査概要及び日程等を記載した事前調査要領書（様式は任意）を本市に提出し、本市の確認を受けること。

また、事業者は、自らの責任と費用負担により事業計画書を作成することとし、本市は

計画内容と工事費内訳について精査確認（数量、単価設定等が適切か確認するものとし、単価設定については本市が発注する標準単価を基本とする。）する。

③ 設計業務

事業者は、設計施工一括契約に基づき設計を実施すること。また、維持管理計画の作成を行うこと。

④ 設計内容等の検査

本市は、設計施工一括契約に基づき、完了検査を行う。

⑤ 工事業務の実施

事業者は、③で作成した設計成果物及び設計施工一括契約に基づき、工事（各種申請、届出等一切の附帯業務を含む）を実施すること。

⑥ 工事検査

本市は、設計施工一括契約に基づき、完成検査を行う。

⑦ 定着期間中の維持管理

事業者は、設計施工一括契約に基づき、完成から引き渡しまでの期間において、植物の定着を目的に、維持管理を行うこと。